

奈良県国土利用計画

—— 第四次 ——

目 次

前 文	1
基本理念	1
I. 県土利用に関する基本構想	2
1. 県土の現状と課題	2
2. 県土利用の基本方針	3
3. 利用区分別の県土利用の基本方向	5
4. 地域別の県土利用の基本方向	8
II. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	13
1. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	13
2. 地域別の概要	15
III. I及びIIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	18
1. 公共の福祉の優先	18
2. 国土利用計画法等の適切な運用	18
3. 地域の特性に応じた整備施策の推進	18
4. 計画的な取組の推進	18
5. 土地利用の転換の適正化	21
6. 土地の有効利用の促進	22
7. 多様な主体の参画と連携・協働の推進	24
8. 県土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発	24
9. 指標の活用	24

前 文

奈良県国土利用計画(以下「本計画」という。)は、国土利用計画法(昭和49年6月25日 法律第92号)第7条の規定に基づき、奈良県の区域における国土(以下「県土」という。)の利用に関する基本的な事項についての計画であり、国が定める国土利用計画(以下「全国計画」という。)及び市町村が定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とともに、同法第4条の国土利用計画を構成し、奈良県土地利用基本計画や市町村計画の基本となるものであります。

なお、本計画は、今後の県土利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとしします。

基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとしします。

I. 県土利用に関する基本構想

1. 県土の現状と課題

(1) 現 状

本県は、大きく北部低地帯と南部山岳地帯からなり、北部低地帯は、大別すると奈良盆地、大和高原及び宇陀山地に分かれています。山地が多く盆地部の面積が非常に小さいため、総面積に占める可住地面積の割合はわずか約23%であります。

古代には政治・経済の中心地として栄えたことから、3つの世界遺産を有するなど貴重な歴史・文化遺産が数多く分布し、「大和青垣」に代表される美しい山並みをはじめ、豊かな自然環境に恵まれ、これらが渾然一体となった類い希な歴史的風土として、世界に誇りうる風致景観が広がっています。さらに、大峯・大台ヶ原に代表される、吉野を中心とした森林等の多彩で豊かな自然は、心の豊かさ、生活のゆとりや潤い志向、環境への配慮等の県民の価値観の変化や水源かん養・環境保全、地球温暖化防止等の公益機能への社会的要請が高まるなか、価値のあるものとなっています。

人口は、京阪神大都市近郊という地理的条件などから、昭和45年の国勢調査の対前回増加率が12.6%、同55年の調査でも12.2%と高い伸びを示してきましたが、その後伸び率に低下傾向が見られ、平成2年の調査では5.4%、平成7年の調査では4.0%、平成12年の調査では0.8%となり、さらに平成17年の調査では△1.5%と人口が減少する結果となっています。

本県には、優れた伝統的産業や特産品が多数あり、第2次産業・第3次産業の成長も見受けられましたが、県民の県外での就業・消費の割合が非常に高く、京阪神大都市への依存度が極めて大きいことなどにより、産業の高度化が遅れており、また、企業等の立地環境の整備や産業集積も進んでいない状況にあります。

(2) 県土を取りまく基本的な条件の変化

<主に量的側面>

急速な少子高齢化が進行し、全国平均を上回る速度で人口の減少が進むものと予想されますが、世帯数については、単独世帯等の増加により、当面は増加が見込まれます。

人口減少とともに、都市化の進展は、京阪神大都市への利便性良好な一部の地域等を除き、全体的には大きくその速度を緩めています。一方で、空き家、空き店舗等低未利用地の増加による市街地の空洞化や土地の利用効率の低下が懸念されています。

経済社会諸活動については、京阪神大都市への依存が大きいものの、情報通信技術の発達、新しい産業分野の成長が見通され、ソフト化・サービス化の傾向、産業の高付加価値化を伴い、交流・連携の活発化の傾向や地域間の競争力を強めながら進展していくものと考えられます。

<主に質的側面>

県民の価値観の高度化・多様化が進むなか、自然環境や里山等の保全・再生、良好な景観の形成、自然とのふれあい及び食の安全と消費者の信頼の確保等に対する意識が高まりつつあります。

また、森林の荒廃等に見られる県土資源の管理水準の低下や東海・東南海・南海地震等大規模地震の発生が懸念されるなか、県土の安全性に対する要請が高まっています。

さらには、地球温暖化、エネルギー資源等の制約や安定確保、生態系の危機等に伴って生じる諸問題の将来世代への影響が懸念されており、その早急な対応が求められています。

一方で、以上のような意識の高まりや要請に対し、自らも環境保全や地域づくりなどの様々な活動に関わりたいという、参加意識の高まりや地域外を含めた様々な人や団体の取組みが広がりつつあります。

(3) 課 題

今回の計画期間中においては、人口減少社会、限られた県土資源を前提として、全体的には地目間の土地利用転換圧力の低下が見込まれるものの、県民の経済社会諸活動は進展していくものと考えられます。したがって、本計画における基本的な課題は、県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的調整を行いつつ、再生、再利用も考慮し、①県土のさらなる有効利用を図っていくこと、また、県民の安全性、環境保全、景観形成等に対する意識の高まりや要請に応えつつ、人の営みと自然が調和した、②県土利用の質的向上を図っていくこと、さらに、より良い状態で次世代に引き継げるよう、③持続可能な県土の管理を行っていくことであります。

なお、以上の課題については、県民、事業者、NPO等多様な主体と行政との連携・協働により進めていくことが必要であります。

2. 県土利用の基本方針

(1) 自然と調和する県土利用

ア 奈良らしさを象徴する歴史的風土や自然環境を保全するとともに、これらと調和した土地利用を図ります。

イ 人の営みと自然との調和をめざし、自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用^{*1}にあたっての自然環境への配慮、生物の多様性が確保された自然の保全・再生を図ることなど自然のシステムにかなった県土利用を図ります。

ウ 「大和青垣」に代表される広域的な眺望景観をはじめ、都市・里山・田園景観、歴史的景観等の計画的な保全を、県民等との協働のもと図っていくとともに、良好な景観形成に向けた取組みを推進します。また、地域の歴史的風土にふさわしいまちなみ及び沿道景観の形成を図ります。

エ 農山村空間を自然とのふれあいの場として活用し、グリーン・ツーリズム^{*2}、エコツーリズム^{*3}等による都市住民と農山村住民との交流・連携を推進し、魅力と活力に満ちた地域づくりを進めます。

*1 都市的土地利用：住宅地・工業用地・店舗・道路など人工的な施設等の土地利用、森林・農地・河川などは自然的土地利用

*2 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域などでその地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

*3 エコツーリズム：地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ学ぶことを目的に行う旅行、滞在型観光

(2) 安全で安心できる県土利用

- ア 災害に対する地域ごとの脆弱性を踏まえ、適正な土地利用に配慮するとともに、防災拠点やオープンスペース*¹の確保、病院の適正配置、ライフラインの多元化を推進します。
- イ 水系の総合的な管理を進め、浸水、土砂災害の常襲地域等の危険地域については、情報の周知や災害に強いまちづくりの推進など、減災*²を意識した土地利用を推進します。
- ウ 森林については、二酸化炭素吸収源としての役割や県土保全等の公益的機能の維持・向上に努めます。
- エ 全ての県民が安心して生活できる社会づくりを進めるため、安全で快適な生活環境の整備を図るなど住みよいまちづくりを推進します。

(3) 経済活性化につながる県土利用

- ア 地域の特性に応じ、工業系、商業系、情報系、物流系等の多様な産業機能の集積促進を考慮した産業立地の計画的、戦略的な推進を図り、企業等が立地しやすい環境づくりをめざします。
- イ 京奈和自動車道をはじめとする道路網の総合的な整備に加え、新たな国土軸の中核をなすリニア中央新幹線等の構想を推進し誘致を促進する等、県内外の地域との交流・連携の促進を図ります。
- ウ 奈良の玄関口となる観光案内拠点や自転車道、駐車場、案内表示等観光交通基盤の整備、民宿を含めた多様な宿泊施設の立地の促進、民泊の活用等、観光客が滞在し周遊しやすいもてなし環境の整備を推進します。
- エ 地域農業を活性化し、食料の安定供給を図るため、優良な農用地と担い手を確保するとともに、生産・流通・加工・販売に加え、観光も取り入れた6次産業*³化に向けた計画的な取組みを推進するなど、県産農産物の販路の拡充と地産地消の促進を図ります。
また、林業については、森林の整備と保全を図るとともに県産材の安定供給体制の整備に取り組みます。
- オ 活力の維持・向上が課題となっている地域においては、地域の実情に応じ、必要な生活基盤を確保しつつ、農林業をはじめとする地域産業の振興を図るほか、観光やレクリエーションの拠点等としての形成・再生を図るなど、雇用の確保と創出に向けた地域振興策を展開します。

(4) 利便性と快適性のあるまちづくり

- ア 多様な都市機能を有する拠点性のある都市とその周辺市町村との機能分担、交流、連携等を前提として、県民の経済社会諸活動に配慮した圏域を検討するなど、広域的な視点に立った自律性のあるまちづくりを推進します。

* 1 オープンスペース：公園、道路、河川、広場、立ち入りが可能な空き地等

* 2 減災：被害の発生を止めることは困難であり、それよりもある程度被害の発生を想定し予防していくことのほうが必要であるという概念

* 3 6次産業：農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わり、加工賃や流通マージンなどの付加価値を農業者自身が得る、農業の新しい経営形態

- イ 拠点性のある主要駅を中心として、居住機能、商業機能、オフィス機能、医療・福祉機能、教育・文化機能、余暇機能等県民の生活に必要な多様な都市機能がバランスよく配置された市街地の整備の推進を図ります。
- ウ 無秩序な市街化を未然に防止しつつ、これまでの住宅・住宅地の量的供給から質の確保・向上に重点を移行し、ゆとりある良好な住環境づくりを推進するとともに、まちなか居住を促進し、環境にやさしい、高齢者の生活にも便利なコンパクトなまちづくりをめざします。
- エ 都市近郊に位置する農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるほか、森林とともに憩いとやすらぎのある空間としての活用を図ります。また、市街地内に散在する低未利用地については、積極的な再活用を図るほか、ゆとりある都市空間の確保を図る見地から、公園、緑地等良好な都市環境の整備等、計画的にその有効利用を図ります。

3. 利用区分別の県土利用の基本方向

- (1) 農用地については、優良な農用地を確保し土地改良事業等による計画的な農業生産基盤の整備を図るとともに、意欲ある農業者への利用集積を図るなど、効率的な利用と生産性の向上に努めます。
- また、県土保全機能や自然とのふれあいの場としての機能等、良好な管理を通じて農業が有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、食の安全と消費者の信頼の確保、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。
- (2) 森林については、地球温暖化や木材輸出国における資源的制約も考慮し、木材生産をはじめとする経済的機能や山地災害防止、水源かん養、保健休養、自然環境の保全、二酸化炭素吸収源等の公益的機能を総合的に発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。
- 特に、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、人々が緑とふれあう憩いの場としての保全・整備を図るとともに、農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え景観の保全等多様な県民ニーズに配慮しつつ適切な利活用を図ります。
- さらに、原始的な森林、貴重な動植物が生息・生育する森林や歴史的風土を形成する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理に努めます。
- (3) 水面・河川・水路については、河川氾濫の危険性の高い地域等における安全性の確保、治水施設の整備、流域の持つ保水機能の保持、開発に伴う流出増の抑制対策、情報の周知等総合的な治水対策を推進します。また、水面・河川・水路の整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環系^{*1}の構築を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図ります。

*1 健全な水循環系：流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態

- (4) 道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保するとともに既存道路の適切かつ持続的な維持管理・更新を図ります。

その整備にあたっては、体系的な道路ネットワークの形成をめざすとともに、道路の安全性、快適性、防災機能等の向上、沿道景観の保全と形成、公共・公益施設*¹の収容機能等の発揮に配慮し、特に市街地においては、環境施設帯の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

また、農道及び林道については、農林業の生産性向上、農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保と既存道路の適切かつ持続的な維持管理・更新に努め、その整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。

- (5) 住宅地については、人口減少、高齢化の進行に対応しつつ、歴史的風土や自然環境と調和のとれた、良好でゆとりある市街地の形成を基本として、生活関連施設*²の整備を計画的に進めながら、住宅ストック*³の質の向上と需要に応じた適正規模の用地の確保や再生を図ります。

また、災害に対しては、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、減災を意識した土地利用に配慮し、特に住宅密集地等市街地においては、土地利用の高度化や空き家等低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上と快適な環境の確保を図ります。

- (6) 工業用地については、県経済発展の基礎となる企業立地の推進とバランスのとれた県土の発展をめざし、工場の立地動向に対応しつつ、新たな立地拠点等の形成を図るとともに、既存の工業団地等及びその周辺における立地環境の向上を図り、未分譲地の利用を促進します。

また、工場の立地にあたっては、周辺の環境保全及び公害の防止等に十分配慮します。

- (7) その他の宅地については、県内消費の拡大を図るため、主要駅周辺の商業地域については商店街等の活性化を図るとともに、主要幹線道路を活用した商業系の計画的な土地利用を図ります。

また、大規模集客施設*⁴の立地については、広域的な影響、地域の景観との調和に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

- (8) 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、低未利用地の活用など必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備にあたっては、災害に対する安全性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

* 1 公共・公益施設：電気、ガス、水道、下水道、電話等の施設

* 2 生活関連施設：学校、病院、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、消費施設、交通施設

* 3 住宅ストック：建設されたあるいは現在建築されている住宅

* 4 大規模集客施設：ショッピングセンター等大規模小売店舗、パチンコ店等大規模な遊具場、大型映画館、テーマパーク等

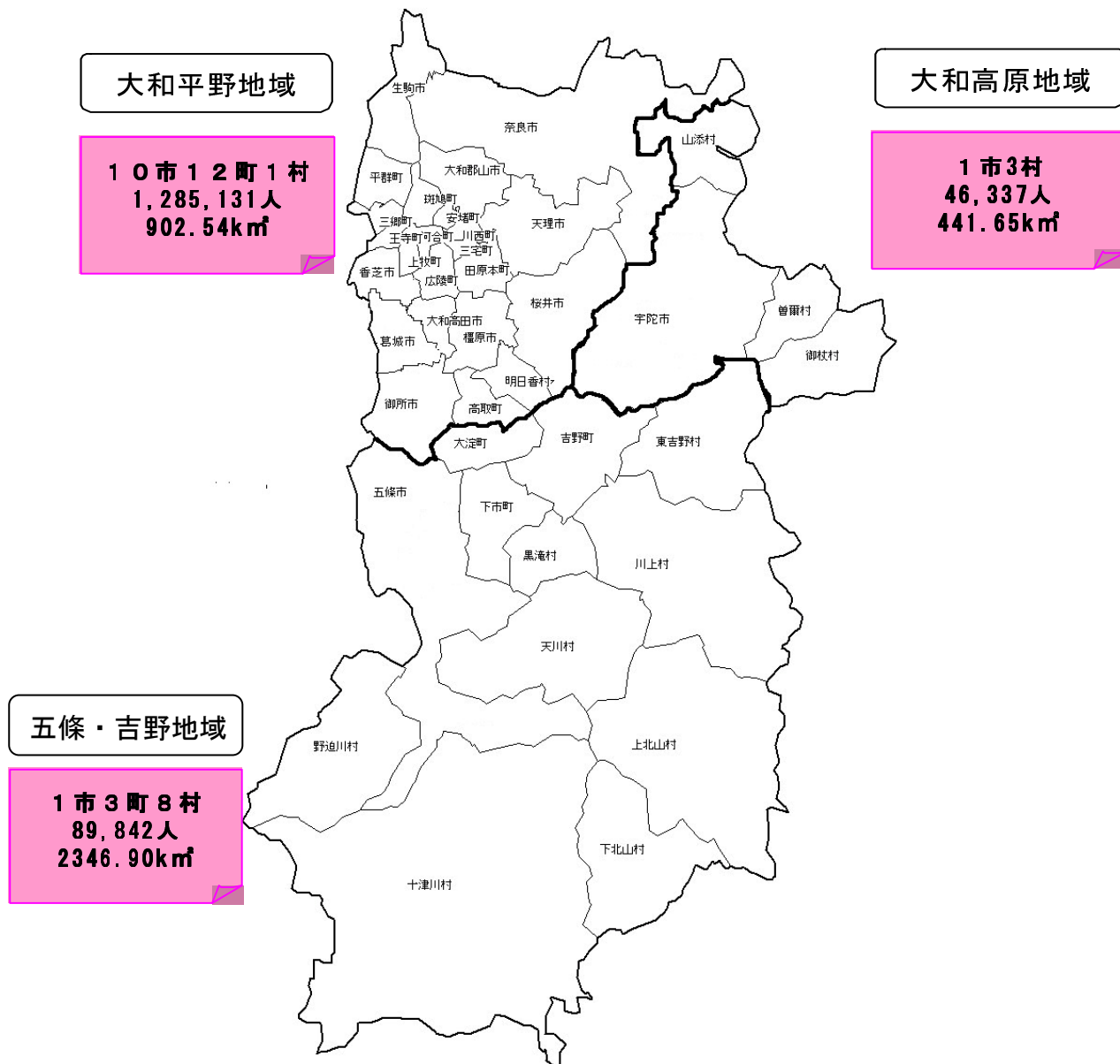
- (9) レクリエーション施設の用地については、余暇需要の質的变化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全や地域振興等を総合的に勘案し、必要に応じて再活用を図るほか、計画的な整備を進めます。その際、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適正な配置とその広域的な利用に配慮します。
- (10) 低未利用地については、再開発用地、オープンスペース、公共用施設用地、居住用地や事業用地等積極的な活用を図るほか、ゆとりある都市空間の確保を図る見地から、公園や緑地等良好な都市環境の整備のための有効活用を図ります。
- また、耕作放棄地*1は、その解消に向け、所有者等の適切な管理に加え、地域住民、事業者、NPO、行政等の多様な主体による取組みの推進等により、農用地としての積極的な活用を図るほか、地域特性、立地条件に応じて農用地以外への転換により有効活用を図ります。

* 1 耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地

4. 地域別の県土利用の基本方向

(1) 地域区分

自然、地理的条件、歴史や生活圏等の特性及び市町村界に配慮して、概ね標高100メートル以下の平地で構成される奈良盆地を中心とした「大和平野地域」、高原状の地形が広がる「大和高原地域」及び大部分が山岳地帯である「五條・吉野地域」の3地域に区分します。



※ 人口については、「平成17年国勢調査」
面積は、国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」
市町村合併により、旧月ヶ瀬村、旧都祁村は、大和平野地域に属す。

(2) 各地域の県土利用の基本方向

① 大和平野地域

【地域の現状・課題】

本地域は一部の丘陵地等を除いて起伏のない肥沃な平野から構成されており、県総面積の24.4%、県総可住地面積の64.4%を占めています。

古来から政治・経済の中心地として栄えてきたことから、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」をはじめ各地に貴重な歴史・文化遺産が数多く点在し、「大和青垣」と称される美しい山並みに周囲を囲まれています。

人口は県総人口の90.4%を占め、隣接する京阪神大都市圏のベッドタウンとしてこれまで人口が増加してきましたが、今後見通される人口減少、少子・高齢化の進行に対応した拠点都市や市街地の形成及び再生が必要となってきます。

また、商工業分野では、県総年間商品販売額の94.3%、県総製造品出荷額の94.3%を占め、経済の中心的な役割を果たしています。

農業分野では、県総農地面積の67.3%、県総農家戸数の73.9%が集中し、優良な農用地が大和川流域に多く分布しています。

森林については、都市に近接し、保健・文化、県土保全等の機能を担っており、木材生産等の林業活動は、北東部の一部の地域で行われています。

【地域の県土利用の基本方向】

ア 奈良らしさを象徴する歴史的風土、貴重な歴史・文化遺産、自然環境の保全と活用を図るとともに、特に都市的土地利用を行うに際しては、ゆとりある都市環境の形成をめざします。なお、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行います。

イ 滞在型観光の振興を図るため、歴史的なまちなみの保全・形成、及びそれぞれの地域の歴史的風土にふさわしい沿道景観づくりに配慮しつつ、交通基盤の整備や民宿を含む多様な宿泊施設の立地の促進、民泊の活用等に努めます。

ウ 洪水等に対する被害の軽減をめざすため、浸水常襲地域等の情報の周知を図るなど、危険地域への居住地の拡大を抑制するとともに、治水施設の整備や流域がもつ保水機能の維持・確保など総合的な治水対策を進めます。

エ 京奈和自動車道をはじめとする幹線道路の整備を推進するほか、これらの道路を活用し、京奈和自動車道インターチェンジ周辺等については主として工業系、物流系の土地利用を、その他の幹線道路沿道については主として商業系の土地利用を計画的に推進します。また、主要幹線道路や既存工業団地の周辺地域等においては、工業系の産業機能の集積促進を考慮した土地利用を図ります。

オ 農業では、多様な消費者ニーズに対応するため、大都市近郊の利点を活かした高収益農業の展開を図るとともに、生産基盤の整備及び計画的な土地利用を推進することにより、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、優良農地を確保しその保全を図ります。

また、地産地消を促進するため、直売所等の販売拠点の拡充を図ります。

カ 森林については、身近な緑地空間としての整備・保存を図るほか、県土保全等機能の維持・向上に努めます。

キ 主要駅周辺地域等において公共空間の確保を図るほか、美しく良好なまちなみ景観やゆとりある都市環境の形成に配慮して、居住機能、商業機能、オフィス機能、医療・福祉機能、教育・文化機能、余暇機能等県民の生活に必要な多様な都市

機能がバランスよく配置された市街地の整備の推進を図ります。

ク 住宅地については、人口減少、高齢化の進行に対応し、歴史的風土や自然環境との調和、良好でゆとりある都市環境の形成に留意しながら、必要に応じて再生を図るほか、計画的かつ効率的な市街地整備を推進します。

② 大和高原地域

【地域の現状・課題】

高原状の地形が広がり、南部は宇陀盆地と呼ばれる準平野地域と宇陀山地等の山間地帯となっています。また、月ヶ瀬神野山自然公園、室生赤目青山国定公園を有し、豊かな自然環境を形成しています。

人口は県総人口の3.3%、面積は県総面積の12.0%、可住地は県総可住地面積の12.5%を占めており、全体としては地域活力の維持・向上が課題となっています。

商業分野では県総年間商品販売額の1.3%、工業分野では県総製造品出荷額の1.1%を占め、皮革製品、木材加工品等が地域の特産品となっています。

農業分野では県総農地面積の13.4%、県総農家戸数の12.0%を占め、域内各地に国営総合農地開発事業による優良農用地が分布しているほか、自然条件を活かした野菜等の産地が形成されています。

森林については木津川上流域に位置し、水源かん養、環境保全、保健等多様な公益的機能を担っていますが、木材生産等林業活動については厳しい経営環境が続いています。

【地域の県土利用の基本方向】

ア 豊かな自然環境の保全はもとより、都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行い、自然環境への負荷の低減に努めます。

イ 幹線道路、生活道路、農道や林道等生活・産業基盤の整備を地域の実情に応じて進めるとともに、都市との近郊性及び緑豊かな自然を活かし手軽に余暇を過ごせるような観光・レクリエーション拠点等の形成など複合的な地域振興策を促進します。

ウ 名阪国道等幹線道路沿道を中心として工業系、物流系の産業機能の集積促進を考慮した土地利用を図ります。

エ 農業では、生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、優良農用地の確保・保全を図ります。また、高原野菜や花きを中心とした生産性の高い農業を展開するとともに、畜産振興を図ります。

さらに、活力ある農山村づくりを図るため、グリーン・ツーリズム等を推進し、また、ものづくり工房が立地する地域特性などを活かし、都市住民との交流の場の形成に努めます。

オ 森林については、名阪国道や近鉄大阪線による交通の利便性を活かし、都市住民との交流の場となる緑地空間としての利用を図るとともに、木材生産、水源かん養等の機能の維持・向上に配慮した多面的な整備・保全を行います。

③ 五條・吉野地域

【地域の現状・課題】

紀の川（吉野川）沿いの北部平坦部と急峻な南部山岳地帯から構成され、人口は本県総人口の6.3%、面積は県総面積の63.6%、可住地は県総可住地面積の23.1%

となっています。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ各地に歴史・文化遺産が散在し、北部の紀の川沿いや吉野山周辺では豊かな自然環境が保たれています。また、南部山岳地帯の大峯山脈より連なる八経ヶ岳、山上ヶ岳周辺、その東方に広がる大台ヶ原周辺、さらに荒神岳から伯母子岳に至る和歌山県との県境沿いの地域等では、自然風景、希少動植物の生息・生育等の観点からも貴重な自然が広がっています。

商業分野では、県総年間商品販売額の4.4%、工業分野では県総製造品出荷額の4.6%を占めています。

農業分野では、県総農地面積の19.3%、県総農家戸数の14.1%を占めており、紀の川沿いに優良農用地が分布しているほか、国営総合農地開発事業により柿を中心とした大規模な生産団地が形成されています。

林業分野では、全国有数の林業地帯が形成されていますが、過疎化の進行、林業の構造的不況、林業労働者の高齢化等厳しい経営環境が続いており、全体的に地域活力の維持・向上が課題となっています。

【地域の県土利用の基本方向】

ア 散在する歴史・文化遺産及び豊かな自然環境の保全・活用を図るとともに、都市的土地利用を行う際には、地域の環境上の特性に応じ適切な配慮を行い、自然環境への負荷の低減に努めます。また、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地等自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正な保全に努めます。

イ 京奈和自動車道、五條新宮道路等の幹線道路、生活道路等の整備を推進し、快適な観光周遊ルートの形成を図るとともに、東海南海連絡道の構想を推進します。

また、歴史・文化資源や温泉等地域の資源を活かした観光・レクリエーション拠点等の形成を促進し、雇用の確保と創出に向けた地域振興策を展開します。

ウ 工業系、物流系の産業機能の集積促進を考慮した土地利用を図るとともに、未分譲地を有する既存工業団地等の利用を促進します。特に、利便性のよい京奈和自動車道等主要幹線道路沿道地域の活用を図ります。

エ 農業では、生産基盤の整備及び計画的な土地利用の推進により、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、果樹等の経営規模の拡大を推進し、農用地の確保・保全を図ります。

さらに、活力ある農山村づくりを図るため、グリーン・ツーリズム等を推進し、また、ものづくり工房が立地する地域特性などを活かし、都市住民との交流の場の形成に努めます。

オ 森林については、林業振興の推進とともに、二酸化炭素吸収源、水源かん養等重要な公益的機能を担う森林の管理水準の維持・向上を図るため、多面的な整備と保全に努めます。

(注) 「Ⅰ. 県土利用に関する基本構想」のうち、次の各項目に係る県全体及び各地域別の数値の出典資料については、次のとおりです。

- ・ 人口 「平成17年国勢調査」による。
- ・ 面積 「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- ・ 可住地面積 「県総面積」－「林野面積」
 - 「県総面積」 . . . 「平成19年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 - 「林野面積」 . . . 「2005農林業センサス」による。
- ・ 年間商品販売額 . . . 「平成19年商業統計調査結果速報」による。
- ・ 製造品出荷額 「平成18年工業統計調査結果報告書」による。
- ・ 農家戸数 「2005年農林業センサス」による。

Ⅱ．県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1．県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は平成30年とし、基準年次は平成17年とします。
- (2) 県土の利用に関する基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成30年において、1,318,000人、532,000世帯に達するものと想定します。
【「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値より予測】
- (3) 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位*1等を考慮して、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態からみた土地需給の可能性との調整を行い定めるものとします。
- (5) 県土利用に関する基本構想に基づく平成30年の利用区分ごとの規模の目標は、次の表-1のとおりです。
- (6) なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

*1 用地原単位：人口や施設などの一定量当たりの用地面積（例：人口1人当たりの森林面積 1世帯当たりの住宅面積 1事業所当たりの工業用地面積等）

表－1

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：h a、%)

	平成17年		平成30年	
	面積	構成比	面積	構成比
1 農用地	23,416	6.34	21,688	5.88
農地	23,294	6.31	21,505	5.83
採草放牧地	122	0.03	183	0.05
2 森林	284,024	76.95	283,692	76.86
3 原野	40	0.01	18	0.00
4 水面・河川・水路	7,897	2.14	8,179	2.22
水面	4,128	1.12	4,383	1.19
河川	2,855	0.77	2,928	0.79
水路	914	0.25	868	0.24
5 道路	10,013	2.71	10,707	2.90
一般道路	8,254	2.24	8,904	2.41
農道	1,046	0.28	1,024	0.28
林道	713	0.19	779	0.21
6 宅地	16,498	4.47	17,582	4.76
住宅地	11,163	3.02	11,581	3.14
工業用地	659	0.18	1,022	0.28
その他の宅地	4,676	1.27	4,979	1.35
7 その他	27,221	7.38	27,243	7.38
合計	369,109	100.00	369,109	100.00
市街地	14,043	—	14,799	—

(注) 1 「市街地」は、国勢調査の定義による人口集中地区*1である。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値は合計と一致しないことがある。

*1 人口集中地区：夜間の人口密度が高い地域で、人口密度約4,000人/k㎡以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域

2. 地域別の概要

- (1) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければなりません。
- (2) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準じるものとします。
- (3) 平成30年における各地域の人口を次のとおり想定します。

地 域 区 分	想 定 人 口
大和平野地域	1, 211, 000人
大和高原地域	36, 000人
五條・吉野地域	71, 000人
合 計	1, 318, 000人

【「国立社会保障・人口問題研究所」の推計値より予測】

- (4) 平成30年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりです。（表－2）

表－２

県土の利用目的に応じた区分ごとの地域別の規模の目標

(単位：h a、%)

	大和平野地域				大和高原地域				五條・吉野地域			
	平成17年		平成30年		平成17年		平成30年		平成17年		平成30年	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
1 農用地	15,700	17.40	14,455	16.02	3,141	7.11	2,811	6.36	4,575	1.95	4,422	1.88
農地	15,679	17.37	14,388	15.94	3,125	7.08	2,761	6.25	4,490	1.91	4,356	1.86
採草放牧地	21	0.02	67	0.07	16	0.04	50	0.11	85	0.04	66	0.03
2 森林	35,541	39.38	35,344	39.16	33,506	75.87	33,528	75.92	214,977	91.60	214,820	91.54
3 原野	33	0.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	0.00	18	0.01
4 水面・河川・水路	3,518	3.90	3,491	3.87	818	1.85	811	1.84	3,561	1.52	3,877	1.65
水面	1,342	1.49	1,347	1.49	293	0.66	293	0.66	2,493	1.06	2,743	1.17
河川	1,467	1.63	1,470	1.63	395	0.89	395	0.89	993	0.42	1,063	0.45
水路	709	0.79	674	0.75	130	0.29	123	0.28	75	0.03	71	0.03
5 道路	5,719	6.34	6,166	6.83	1,474	3.34	1,545	3.50	2,820	1.20	2,996	1.28
一般道路	5,001	5.54	5,460	6.05	1,175	2.66	1,241	2.81	2,078	0.89	2,203	0.94
農道	682	0.76	668	0.74	184	0.42	178	0.40	180	0.08	178	0.08
林道	36	0.04	38	0.04	115	0.26	126	0.29	562	0.24	615	0.26
6 宅地	13,970	15.48	14,862	16.47	823	1.86	895	2.03	1,705	0.73	1,825	0.78
住宅地	9,575	10.61	9,993	11.07	589	1.33	589	1.33	999	0.43	999	0.43
工業用地	580	0.64	803	0.89	17	0.04	77	0.17	62	0.03	142	0.06
その他の宅地	3,815	4.23	4,066	4.51	217	0.49	229	0.52	644	0.27	684	0.29
7 その他	15,773	17.46	15,936	17.65	4,403	9.97	4,575	10.35	7,045	3.00	6,732	2.86
合計	90,254	100.00	90,254	100.00	44,165	100.00	44,165	100.00	234,690	100.00	234,690	100.00
市街地	13,653	—	14,493	—	116	—	119	—	274	—	187	—

(注) 1 「市街地」は、国勢調査の定義による人口集中地区である。

2 単位未満を四捨五入しているため、各数値は合計と一致しないことがある。

- ア 農用地については、都市的土地利用への転換により全体として減少するものの、効率的な利用と生産性の向上に努めることとし、大和平野地域で14,455ha<16.02%>、大和高原地域で2,811ha<6.36%>、五條・吉野地域で4,422ha<1.88%>程度とします。
- イ 森林については、都市的土地利用への転換により全体として減少するものの、適切な整備と保全を図ることとし、大和平野地域で35,344ha<39.16%>、大和高原地域で33,528ha<75.92%>、五條・吉野地域で214,820ha<91.54%>程度とします。
- ウ 原野については、五條・吉野地域で18ha<0.01%>程度とします。
- エ 水面・河川・水路については、治水対策等の推進を図ることとし、大和平野地域で3,491ha<3.87%>、大和高原地域で811ha<1.84%>、五條・吉野地域で3,877ha<1.65%>程度とします。
- オ 道路については、一般道路において幹線道路等の整備の推進を図ることとし、大和平野地域で6,166ha<6.83%>、大和高原地域で1,545ha<3.50%>、五條・吉野地域で2,996ha<1.28%>程度とします。
- カ 宅地のうち、住宅地については、人口が減少するものの、世帯数が増加することを踏まえ、大和平野地域で9,993ha<11.07%>、大和高原地域で589ha<1.33%>、五條・吉野地域で999ha<0.43%>程度とします。
工業用地については、工場等企業立地の推進を図ることとし、大和平野地域で803ha<0.89%>、大和高原地域で77ha<0.17%>、五條・吉野地域で142ha<0.06%>程度とします。
その他の宅地については、店舗等立地の推進を図ることとし、大和平野地域で4,066ha<4.51%>、大和高原地域で229ha<0.52%>、五條・吉野地域で684ha<0.29%>程度とします。
- キ その他については、大和平野地域で15,936ha<17.65%>、大和高原地域で4,575ha<10.35%>、五條・吉野地域で6,732ha<2.86%>程度とします。
- ク 市街地については、全体として人口は減少するものの、市街地への人口流入が継続することを踏まえ、大和平野地域で14,493ha程度とします。
- ケ 上記利用区分別の規模の目標については、(3)で想定した人口に関し変動が予想されるため、流動的要素が含まれることに留意しておく必要があります。

(注) < >内の数値は各地域区分に占める面積割合を示す。

Ⅲ. I及びIIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

I及びIIに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は次のとおりです。

本県のもつ豊かな自然と優れた歴史・文化遺産を保全しつつ、本県が魅力と活力に満ちた内外から注目される存在感のある地域として発展していくために、県土利用の基本方針である「自然と調和する県土利用」、「安全で安心できる県土利用」、「経済活性化につながる県土利用」、「利便性と快適性のあるまちづくり」の視点を総合的に勘案し、地域の特性を活かしつつ、実施を図っていく必要があります。

1. 公共の福祉の優先

県土利用については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2. 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用はもとより、全国計画及び本計画を基本として、土地利用基本計画の変更や取組事例の情報提供等による市町村計画の策定促進を行うなど、土地利用の計画的な調整を推進し、適正かつ有効な土地利用の確保と地価の安定を図ります。その際、土地利用の影響の広域性も踏まえ、市町村等関係行政機関相互の適切な調整を図ります。

3. 地域の特性に応じた整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し地域の活性化と自律的な発展を図ることを通じて、持続可能な地域社会づくりを進めるため、地域の特性に応じた地域整備の施策を推進します。

特に、活力の維持・向上が課題となっている地域においては、市町村計画等土地利用諸計画との整合を図りつつ、生活基盤の整備に加え、農林業の振興、企業立地の推進、観光やグリーン・ツーリズムなど都市住民との交流の場の形成により、雇用の確保・創出に向けた地域振興策の展開を図ります。

なお、事業の計画等の策定にあたっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮します。

4. 計画的な取組の推進

(1) 自然と調和する県土利用

① 美しく豊かな県土の保全・形成

ア 野生生物の生息・生育、景観、希少性等の観点からみて優れている自然や奈良らしさを象徴する歴史的風土については、県民等との連携・協働のもと、行為規制等により適正な保全、再生を図るとともに、地域特性に応じた自然とのふれあいの場の確保に努めます。また、生物の多様性を確保する観点から希少野生動植物の保護

を図る一方、野生鳥獣による被害の防止等計画的な保護管理に努めます。

なお、事業実施にあたっては、エコロジカル・ネットワーク*¹に配慮した土地利用に努めます。

イ 歴史的風土にふさわしいまちなみや沿道景観の保全・形成を図るため、伝統的建造物群保存地区制度*²の活用のほか、電線類の地中化等を図るとともに、住民等による景観保全・形成のための自主的な取組みを促進します。

ウ 都市においては、美しくゆとりある都市環境の形成を図る見地から、公共・緑地空間の確保を図ります。

エ 農山村においては、二次的自然*³としての景観の維持・形成を図る見地から、適切な農林業活動を支える生産基盤の整備や景観形成に関する計画づくりの推進に加え、都市住民など多様な主体の参画による森林や農地の保全活動等の促進を図ります。

② 環境の保全と確保

ア 人の営みと自然との調和をめざす見地から、「新奈良県環境総合計画」に定める環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策に配慮した県土利用を図ることを通じ、環境の保全と快適性の確保に向けた総合的な取組みを推進します。

イ 住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進め、騒音等の著しい交通施設の周辺において、緩衝帯を設置するなど生活環境の保全を図ります。

ウ 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会*⁴の構築をめざすために、太陽光、バイオマス*⁵等新エネルギーの導入、緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築などに取り組み、環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成を図ります。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図ります。

エ 農用地や森林の適切な維持管理、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、水環境への負荷の低減や水質の保全を図るとともに、人と水のふれあいの場の形成を図ります。また、土壌汚染の防止と汚染土壌の回復に努めます。

オ 廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理と環境の保全に十分配慮します。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止を図るとともに、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

カ 良好な環境を確保するため、事業の特性を踏まえつつ、公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うこと、事業の実施段階において環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化を図ります。

* 1 エコロジカル・ネットワーク：生物の生息場所（ねぐら、えさ場、産卵場等）のつながりのことで、生物多様性の維持に不可欠である。開発など人間の行為によって分断、縮小されることがある。

* 2 伝統的建造物群保存地区制度：城下町、宿場町、門前町、港町などの歴史的な集落・町並みを保存するための制度

* 3 二次的自然：人の働きかけと自然の循環システムによって形成された半人工的な自然で、農用地、森林等農林業的土地利用が行われている地域がその代表例

* 4 低炭素社会：地球温暖化の温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会

* 5 バイオマス：木材、堆肥、生ゴミなど、再生可能な生物由来の有機エネルギー（石炭、石油などの化石資源を除く。）

(2) 安全で安心できる県土利用

- ア 地域レベルの安全性を高めるため、市街地等において、地震、風水害等災害に強いまちづくりをめざした面的整備を推進するとともに、地域防災拠点やオープンスペースの確保、病院の適正配置、ライフラインの多元化などを進めます。また、危険地域についての情報の周知や土地利用規制上の措置の検討を行います。
- イ 県土の保全と安全性の確保のため、地域ごとに予想される災害の特性に配慮した適正な土地利用への誘導を図り、流域内の土地利用の状況を勘案した水系ごとの治水施設等の整備を推進します。また、渇水に備えるため、水利用の合理化、水資源に対する意識の醸成や安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進します。
- ウ 森林の水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、二酸化炭素吸収源等としての機能の維持・向上を図るため、植栽、間伐等による里山林をはじめとした森林の適切な整備・保全を促進するとともに、流域を基本的な単位として地域特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図ります。

(3) 経済活性化につながる県土利用

- ア 産業集積を考慮した、企業が立地しやすい環境づくりを推進するため、特に産業機能にとって利便性が高い京奈和自動車道等のインターチェンジ周辺や主要幹線道路及び既存工業団地の周辺地域等において、景観等周辺環境や農用地との調和、調整を図りつつ、新たな企業立地拠点等の形成を図ります。
- イ 新たに形成された企業立地拠点や今後利用が見込まれる既存工業団地等及びその周辺地域等においては、接続道路等立地環境の整備を図るとともに、都市計画区域区分や用途地域の見直しを行い、併せて高度地区*1の柔軟な運用を促進します。
- ウ 道路ネットワークの形成については、近畿の外郭環状機能を有する京奈和自動車道や中和幹線、学研都市連絡道、五條新宮道路の整備を促進するとともに東海南海連絡道の構想を推進します。
- エ 観光客が滞在し周遊しやすい環境づくりを推進するため、奈良の玄関口となる観光案内拠点や自転車道、駐車場、案内施設等観光交通基盤の整備を促進するとともに、宿泊施設の立地について、市街化調整区域内における規制緩和等土地利用規制上の措置の検討を行います。
- オ 農林業・農山村の活性化のため、優良な農地の確保、健全な森林の保全を図るとともに担い手の育成・確保に努めます。また、農産物のブランド化やその販売、地産地消を促進するための直売所等販売拠点の整備や木材生産のための林道等基盤整備の推進を図ります。

(4) 利便性と快適性のあるまちづくり

- ア 拠点性のある都市とその周辺市町村との機能分担、交流、連携等を前提として、広域的な視点に立った自律性のあるまちづくりについて、その圏域を設定するなど検討を行います。

* 1 高度地区：都市計画法に基づく用途地域において、市街地の環境を維持し又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区

イ 主要駅を中心とした市街地の総合的な整備の推進を図るため、居住機能、商業機能、オフィス機能、医療・福祉機能、教育・文化機能、余暇機能等県民の生活に必要なとなる多様な都市機能をバランスよく配置します。

ウ ゆとりある良好な住環境づくりを推進するため、耐震・環境性能にも配慮した既存住宅ストックの質の向上や空き家等低未利用地の活用、古くなった住宅団地の再生、地域コミュニティの形成等に努めるとともに、まちなか居住や日常生活に必要な機能が充実した、環境にやさしい、高齢者の生活にも便利でコンパクトなまちづくりをめざします。

エ まちづくりや地域コミュニティづくりの観点から、駅周辺の商店街等はその活性化を推進するとともに、大規模小売店舗は広域的な影響等を踏まえつつその立地のあり方について検討を行います。

オ 奈良らしいまちなみ景観やユニバーサルデザイン^{*1}の考え方に配慮した面的整備の推進を図ります。

5. 土地利用の転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、埋蔵文化財の状況、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的・歴史的条件を総合的に勘案して適正に行うとともに、これらの条件の変化により必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。
- (2) 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制します。
- (3) 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養^{*2}と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。
- (4) 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村が策定する土地利用諸計画等との整合を図り、適正な土地利用の確保を図ります。
- (5) 農山村における混住化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

* 1 ユニバーサルデザイン：老若男女、障害者・健常者の区別なしに初めからすべての人が使いやすいよう施設、建物などをデザインすること

* 2 森林の保続培養：現在ある森林資源をその賦存量、質的状況、配置等に配慮しながら合理的・計画的に維持・増大していくこと

6. 土地の有効利用の促進

(1) 農用地については、次によりその有効利用を図ります。

ア 地域の特性を踏まえた農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、意欲のある担い手への利用集積を促進します。

イ 兼業・高齢・女性農業者等の多様な担い手の確保や農地取得下限面積^{*1}の緩和等による団塊世代の定年退職者等の新規参入の推進、地域の実情に応じた特産物の作付け拡大等を図ります。

(2) 森林については、次によりその有効利用を図ります。

ア 木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、林道の整備等木材の生産流通及び加工段階における条件整備、林産物の高付加価値化、林業の担い手の育成、地域材の利用や木質バイオマスの利活用等の促進を図るとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理を持続可能にするための基礎条件を整備し、森林資源の計画的な整備・保全を行います。

イ 美しい景観や自然とのふれあい、レクリエーション利用の場として、総合的な利用を図ります。

ウ 水源地域における森林については、保安林の整備や治山事業等を進めることにより、水源かん養機能を最大限発揮するよう努めます。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等については、自然環境の保全を図り、その適正な維持・管理に努めます。

(3) 水面・河川・水路については、次により有効利用を図ります。

ア 安定した水供給や洪水による被害防止等のため、大滝ダム等の早期完成に向け事業を促進します。

イ 災害の発生を防止するため、河川改修や砂防・地すべり対策を推進するほか、特に人口が集中する大和川流域では、適正な土地利用への誘導を図るとともに、開発の際の調整池の確保、浸透性舗装等流域内の保水機能の維持・確保を図ります。

ウ 河川景観の美化、都市住民の憩いの場の創出、多様な生物の生息・生育環境といった水辺のもつ多様な機能の維持・強化を図るため、潤いのある水辺環境の保全・整備を図るとともに、河川、湖沼の水質の保全のため、下水道・農業集落排水事業や自然浄化作用のある水生植物の保全等の施策を推進します。

エ 広域的な農業用水の安定的確保を図るため、農業用水利施設の整備、更新等を進めます。

(4) 道路については、次によりその有効利用を図ります。

ア 本県道路網の基軸となる京奈和自動車道の早期完成をはじめとして、幹線道路の整備を推進するとともに、国道、県道、市町村道及び農・林道との体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

*1 農地取得下限面積：耕作目的で農地の所有権や賃借権などを取得する場合、必要となる権利取得後の農業経営の下限面積で、北海道で2ha、都府県で50aが原則

イ その整備にあたっては、電線類等の地中化、道路緑化等を推進し、良好な沿道景観の形成を図ります。

(5) 住宅地については、次によりその有効利用を図ります。

ア 良好でゆとりある住環境と安全性の確保を基本として、人口減少・当面増加する世帯数の動向を考慮した適正規模の住宅供給を進める一方、空き家等既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入、古くなった住宅団地の再生を促進し、住宅地としての持続的な利用を図ります。

イ 既成市街地においては、低未利用地の活用を図りつつ、市街地の再開発等を推進します。

ウ 市街化が進行している地域においては、計画的な面的整備事業の推進及びミニ開発に対する適正な開発指導等を通じ、良好でゆとりある市街地の形成を図ります。

(6) 工業用地については、次によりその有効利用を図ります。

ア 産業の高度化、集積を図る見地から、交通の利便性や工場立地の動向を踏まえつつ、特に京奈和自動車道等インターチェンジ周辺や主要幹線道路及び既存工業団地の周辺地域等を活用した新たな企業立地拠点等の形成を図るとともに、未分譲地を有する既存工業団地等への立地を促進します。

イ 立地にあたっては、景観等周辺環境との調和、農用地との調整及び公害防止の充実を図ります。

(7) その他の宅地については、次によりその有効利用を図ります。

ア 事務所やオフィス、店舗等について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応した土地利用を図ります。なお、その際、市街地の再開発等による土地利用の高度化、子育てする女性も就業しやすいテレワーク*1の推進、中心市街地における商店街等の活性化、美しく良好なまちなみ景観及び公共空間の確保などゆとりある都市環境の形成に十分配慮します。

イ 学術・文化の振興を図る見地から、大学、研究所等の施設立地を促進します。

(8) 低未利用地については、次によりその有効利用を図ります。

ア 都市地域における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成の観点から、再開発用地、防災・オープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地、公園・緑地等としての活用を促進します。

イ 耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、その解消に向け、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地や森林等への転換を図ります。

* 1 テレワーク：パソコンやインターネットを活用し、時間や場所に制約されず、会社以外の場所(自宅やサテライトオフィス等)で働く勤労形態

7. 多様な主体の参画と連携・協働の推進

持続可能な県土管理を進めるため、森林づくり活動や農地保全活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、土地所有者、地域住民、事業者、NPO、他地域の住民、行政など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく取組みを推進するとともに、公的役割を担う行政との連携・協働を推進し、そのための仕組みづくりなどの環境整備に努めます。

また、計画的な土地利用推進の担い手である市町村への本計画の周知に努め、適切な役割分担のもと、推進を図ります。

8. 県土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査*¹、土地基本調査*²、自然環境保全基礎調査*³等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。また、県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及・啓発を図ります。

9. 指標の活用

適切な県土の利用に資するため、計画の推進等にあたって各種指標の活用を図るとともに今後の県土利用をめぐる経済社会の変動を踏まえ、概ね5年後に総合的な点検を行います。

* 1 国土調査：国土調査法に基づく調査で、地籍調査、土地分類調査、水調査等

* 2 土地基本調査：土地の所有・利用状況を総合的に把握するため、土地基本法に基づいて、国が法人及び世帯を対照として実施する統計調査

* 3 自然環境保全基礎調査：自然環境の保全を図るため、自然環境保全法に基づいて、国が植生、野生動物、河川、湖沼等の自然環境に関して実施する調査